官報告

官庁

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、通信産業労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成27年３月９日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月６日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北海道	株式会社ＮＴＴ東日本―北海道
青森県	株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北及び株式会社エヌ・ティ・ティエムイー
岩手県	株式会社ＮＴＴ東日本―東北
宮城県	株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴ東日本―東北
秋田県	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー
山形県	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴ東日本―東北
埼玉県	東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ中央
東京都	東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ及び株式会社ＮＴＴ東日本―南関東
神奈川県	東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴ東日本―南関東及び株式会社ＮＴＴ東日本サービス
富山県	ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
石川県	西日本電信電話株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
長野県	株式会社ＮＴＴ東日本―関信越
岐阜県	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ東海、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト及びＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
静岡県	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ及び株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
愛知県	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト及び株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
滋賀県	西日本電信電話株式会社
京都府	西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ及びＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
大阪府	西日本電信電話株式会社、ＮＴＴコムエンジニアリング株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ関西、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト及びＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
兵庫県	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ関西、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト及び株式会社ＮＴＴフィールドテクノ
岡山県	株式会社ＮＴＴフィールドテクノ
広島県	株式会社ＮＴＴフィールドテクノ及び株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
山口県	株式会社ＮＴＴファシリティーズ中国及びＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
徳島県	株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
愛媛県	西日本電信電話株式会社及び株式会社ＮＴＴフィールドテクノ
福岡県	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト及びＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
長崎県	ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
熊本県	株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト及びＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
大分県	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ及び株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、長崎私交通労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月７日以降、同組合の組合員が従事する長崎自動車株式会社の全職場（愛知県、京都府、大阪府、長崎県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月６日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本空輸乗員組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月９日以降、同組合の組合員が従事する全日本空輸株式会社の全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月６日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄西日本動力車労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月９日午前０時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げた西日本旅客鉄道株式会社の施設（大阪府及び奈良県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月６日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

大阪府　本社及び大阪支社

公告

諸事項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成26年検第4308・4309号常習賭博等被疑事件（平成27年領第467号）　１．現金127,113円

平成26年検第4308・4309号常習賭博等被疑事件（平成26年庁外領第3912号）　１．鍵１束。２．計算表等２束。３．掲示物１枚。４．携帯電話機１台。５．ゲーム機８台。６．サービス券１枚。７．財布１個。８．紙片９枚。９．説明書等１束。10．店舗賃貸借契約書等１袋

横浜地方検察庁川崎支部検察官

平成26年検第3432号窃盗、窃盗未遂被疑事件（平成26年領第1004号）　１．現金100,000円。２．封筒１枚。３．通帳ケース１個

平成26年検第2016号窃盗被告事件（平成26年領第1036号）　１．現金606,052円。２．携帯電話機１台

さいたま地方検察庁検察官

平成26年検第4025号住居侵入、窃盗被告事件（平成26年領第2340号）　１．現金4,000円。２．コップ２個。３．腕時計14本。４．ブローチ５個。５．プラスチックケース２個。６．指輪７個。７．記念硬貨ケース１個。８．ＭＤプレイヤー１個。９．カセットウォークマン１個。10．ボイスレコーダー１個。11．袋２袋。12．巾着１袋。13．イヤリング１個と１組。14．カフス１組と１個。15．ネクタイピン４個。16．カメラ３台。17．ネックレス８本。18．ビデオカメラ１台。19．メダル１個。20．ＰＳＰ３台。21．ブレスレット１個。22．アクセサリー１個。23．レンズ３本。24．箱２個。25．ピアス１組。26．デジタルカメラ１台。27．ペンダントヘッドネックレス１本。28．ポーチ１個。29．チェーン１本。30．ジュエリケース１個

平成25年検第8950号盗品等有償譲受け被告事件等（平成27年領第64号）　１．封筒１袋。２．旅行ギフト券３枚。３．ネックレス５本。４．指輪11個。５．ピアス１組。６．ビニール袋１枚と２袋。７．ペンダントトップの台座１個

長野地方検察庁検察官

平成27年検第100019号覚せい剤取締法違反被疑事件（平成27年領第８号）　１．宅急便伝票２枚「受還付人安田因吉」

名古屋地方検察庁検察官

平成26年検第106095号覚せい剤取締法違反被告事件（平成26年領第2241号）　１．現金244,180円